

北海道開発局
地方整備局
沖縄総合事務局
都道府県
政令指定市
日本高速道路保有・債務返済機構
高速道路株式会社
都市高速道路公社

担当部長 あて

国土交通省 道路局 道路交通管理課長

45フィートコンテナの輸送円滑化事業に係る
特殊車両通行許可の特例について

特殊車両通行許可におけるセミトレーラ連結車の長さについては、昭和53年12月1日付け建設省道交発第99号、道企発第57号「特殊車両通行許可限度算定要領について」（以下「算定要領」という。）及び平成6年9月8日付け建設省道交発第70号「バン型等の連結車に係る特殊車両の通行許可の取扱いについて」（以下「バン型等通達」という。）により審査されているところであるが、今般、構造改革特別区域基本方針の一部変更（平成23年1月21日閣議決定）を踏まえ、構造改革特別区域において実施される「45フィートコンテナの輸送円滑化事業」について下記のとおり特例措置を講じることとしたので、

（以下、北海道開発局、地方整備局、沖縄総合事務局、日本高速道路保有・債務返済機構、高速道路株式会社あて）

適切に処理されたい。

（以下、都道府県、政令指定市あて）

一般国道における施行に当たって、適切に処理されたい。

また、都道府県道又は市道における施行に当たっては、本通達の一体的かつ整合的な運用につき、十分な配慮を願いたい。

（以下、都道府県あて）

なお、貴管内道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願いたい。

（以下、都市高速道路公社あて）

本通達の一体的かつ整合的な運用につき、十分な配慮を願いたい。

記

1. 特例対象

「４５フィートコンテナの輸送円滑化事業」の対象地域として認定された構造改革特別区域（以下「特区」という。）において、４５フィートコンテナ用セミトレーラ連結車のうち、道路管理者と実施主体（申請者）間の協定の締結又は特殊車両通行許可の条件により以下の項目が確実に実施されるもの。

- （１）車両の運行状況（通行日時、積載物、通行時の車両諸元、通行経路等）について、道路管理者への定期的な報告がなされること。
- （２）事故及びヒヤリハットの発生状況等について、道路管理者への定期的な報告がなされること。

2. 特例措置

道路管理者は、特殊車両通行許可申請に対して、以下により長さの審査を行うことができる。

- （１）長さに関する通行の可否については、申請車両の長さが１７メートルを超える場合、申請者に当該車両の軌跡図の提出を求め、算定要領に定める車両分類Ⅰにおける軌跡図ではなく、当該車両の軌跡図により判断すること。
- （２）（１）により通行可能と判断された場合、長さに関する通行条件については、当該車両の長さが１７メートルを超える場合であっても、算定要領に定める車両分類Ⅰによる審査結果と同等とすること。
- （３）コンテナに輸出入貨物以外（国内貨物）を積載する場合における車両の長さの許可の上限値をバン型等通達によらず１８メートルとすること。

3. 申請書類

記１に加え、道路管理者は、申請者に対して以下について求める必要がある。

- （１）記２（１）のとおり、審査には申請車両の軌跡図が必要であるので、申請者に対して、通常の特特殊車両通行許可申請書類に加え当該車両の軌跡図の提出を求めること。
- （２）他のコンテナ用車両の申請と区別するため、特殊車両通行許可申請書の「車種区分」欄には、「４５フィート背高コンテナ」と記載させること。

4. 留意点

- （１）本通達は、特区における長さの審査に関する特例措置を設けるものであり、重量、幅、高さ等の他の審査項目については特区内であっても従前通りである。
- （２）４５フィートコンテナ用セミトレーラ連結車であっても、車両の長さが１７メートル以内のものは従前の審査方法で許可することが可能であり、本通達の適用外である。
- （３）重量の審査においては、特区の内外にかかわらず輸出入貨物を積載する４５フィートコンテナ用セミトレーラ連結車については、平成１０年３月３１日付け建設省道交発第３９号、道企発第２２号「海上コンテナ用セミトレーラ連結車の橋

梁照査式適合車両の取扱いについて」が適用となる可能性がある。この場合、同通達中別紙「海上コンテナ用セミトレーラ連結車使用適性の照査実施要領」の「簡易算定表」に４５フィートコンテナの記載が無いため、「適合算定式」により適用の可否を審査するものである。

- (４) 今後の４５フィートコンテナ輸送の円滑化に向けた検討のため、適宜、国土交通省道路局道路交通管理課より道路管理者又は実施主体（申請者）に対して、本特例措置に係る特殊車両通行許可の審査に際して使用された車両の軌跡図及び道路の平面図等の提供を依頼することがある。

附 則 この通達は、平成２３年３月２８日から適用する。